

第二百七回国 参議院 憲法審査会 會議録 第一号

令和三年十二月二十一日(火曜日) 午前九時二十分開会

委員氏名

- 会長 中川 雅治君
幹事 石井 準一君
幹事 西田 昌司君
幹事 藤末 健三君
幹事 熊谷 裕人君
幹事 小西 洋之君
幹事 西田 実仁君
幹事 矢田わか子君
幹事 山添 拓君
幹事 青山 繁晴君
幹事 有村 治子君
幹事 磯崎 仁彦君
幹事 衛藤 晟一君
幹事 岡田 広君
幹事 片山さつき君
幹事 上月 良祐君
幹事 佐藤 正久君
幹事 中曾根弘文君
幹事 古川 俊治君
幹事 堀井 巖君
幹事 舞立 昇治君
幹事 丸川 珠代君
幹事 元榮太一郎君
幹事 山下 雄平君
幹事 山田 宏君
幹事 山谷えり子君
幹事 有田 芳生君
幹事 打越さく良君
幹事 小沢 雅仁君
幹事 杉尾 秀哉君
幹事 羽田 次郎君

委員の異動

十二月六日

辞任

- 磯崎 仁彦君
安江 伸夫君
浜野 喜史君

補欠選任

- 古賀友一郎君
山本 香苗君
川合 孝典君

出席者は左のとおり。

会長

幹事

- 中川 雅治君

- 有村 治子君
石井 準一君
西田 昌司君
藤末 健三君
熊谷 裕人君
小西 洋之君
西田 実仁君
足立 信也君
片山 大介君
山添 拓君

委員

- 白 眞勲君
福島みずほ君
伊藤 孝江君
平木 大作君
矢倉 克夫君
安江 伸夫君
足立 信也君
浜野 喜史君
浅田 均君
東 徹君
片山 大介君
吉良よし子君
山下 芳生君
渡辺 喜美君

事務局側

憲法審査会事務局長 岡崎 慎吾君

本日の会議に付した案件

- 幹事の辞任及び補欠選任の件
○立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願(第一四号外一二件)
○改憲発議に反対することに関する請願(第四〇号外一三件)

○会長(中川雅治君) ただいまから憲法審査会を開会いたします。

幹事の辞任についてお諮りいたします。矢田わか子君から、文書をもって、都合により幹事を辞任したい旨の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○会長(中川雅治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

幹事の補欠選任についてお諮りいたします。

幹事の辞任及び委員の異動に伴い現在幹事が三名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

幹事の選任につきましては、先例により、会長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○会長(中川雅治君) 御異議ないと認めます。

それでは、幹事に有村治子君、足立信也君及び片山大介君を指名いたします。

○会長(中川雅治君) これより請願の審査を行います。第一四号立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願外二十六件を議題

といたします。

本審査会に付託されております請願は、お手元に配付の付託請願一覧のとおりでございます。

これらの請願につきましては、幹事会において協議の結果、いずれも保留とすることになりました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○会長 中川雅治君 御異議ないと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前九時二十二分散会

十二月十四日日本審査会に左の案件が付託された。

一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守

り、いかすことに関する請願(第一四号)第

一五号(第一六号)(第一七号)(第一八号)第

一九号(第二〇号)(第二一号)(第二二号)第

二三号(第二四号)(第二五号)(第二六号)

一、改憲発議に反対することに関する請願第

四〇号(第四一号)(第四二号)(第四三号)第

四四号(第四五号)(第四六号)(第四七号)第

四八号(第四九号)(第五〇号)(第五一号)第

五二号)

第一四号 令和三年十二月六日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 奈良県生駒郡平群町 田中基博

外百三名

紹介議員 井上 哲土君

二〇一五年九月に参議院で強行採決され成立した平和安全保障関連法は、憲法第九条が禁じる国際紛争解決のための武力行使を可能とするもので、憲法違反であることは明らかである。したがって、平和安全の名にかかわらず、その内容は紛れもなく戦争法である。また、憲法解釈を百八

十度覆した閣議決定に基づいた違憲の立法は、内閣と国会による立憲主義の否定であり、断じて認めることはできない。この戦争法が発動されれば、日本は海外で戦争する国になり、自衛隊は海外で殺し殺されることになり、日本自体が武力紛争の当事者となって、平和安全とは全く逆の事態を招くことになる。戦争法に対しては、国会審議の段階で、憲法の専門家を始め、様々な分野の人々から反対の声が上がっており、世論調査でも八割が政府の説明は不十分と答えていた。全国の人々の強い反対の声を国会内の数の力で踏みつけた採決は、主権在民と民主主義を壊す暴挙であり、正当性を欠くものである。

ついては、次の事項について実現を図られた

い。

一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守

り、いかすこと。

第一五号 令和三年十二月六日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 山形市 武田藤四郎 外九十四名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一六号 令和三年十二月六日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 山形市 東海林正清 外九十四名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一七号 令和三年十二月六日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 山形市 國本正法 外九十四名

紹介議員 岩渕 友君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一八号 令和三年十二月六日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 三重県亀山市 高島大助 外九十四名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一九号 令和三年十二月六日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 三重県名張市 増田智貴 外九十四名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二〇号 令和三年十二月六日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 栃木県足利市 川島利夫 外九十四名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二一号 令和三年十二月六日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 栃木県足利市 新井トモ 外九十四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二三号 令和三年十二月六日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 栃木県足利市 山脇コト 外九十四名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二四号 令和三年十二月六日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 栃木県足利市 佐藤之幸 外九十四名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二五号 令和三年十二月六日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 栃木県宇都宮市 横嶋典子 外九十四名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二六号 令和三年十二月六日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 滋賀県栗東市 石井さやか 外九十四名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第四〇号 令和三年十二月七日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 大阪府豊中市 庄司つや子 外六

百二十四名

紹介議員 井上 哲土君

二〇一九年七月の参議院選挙では、改憲に賛成

する勢力が三分の二を割った。有権者は、当時の安倍首相に憲法第九十六条の規定による改憲発議が可能な勢力を与えなかった。このとき、民意が改憲について論議すべきという意思を表明したなどと全く事実と反する強弁をしていた安倍氏は、二〇二〇年九月十六日、安倍改憲に反対する「こうとうたる世論と運動の前に病気を理由に辞任し、改憲を果たせなかつた。政治が果たすべき課題は、コロナ対策を始め山積している。世論の多くは改憲など望んでいない。菅前首相が継承した安倍改憲は、日本の軍事大国化を更に進め、戦争をする国に変えようと狙うものである。もし第九条を始めとする自民党改憲四項目による改憲が実現すれば、日本は米国と共に世界各地での戦争や紛争に介入・参加していくことになる。事態は緊急である。国会が改憲の発議をすることも、敵基地攻撃能力の保有などという憲法に反する解釈も許さず、全ての市民の平和と人権、生活の向上のため、憲法を守り、いかすことを求める。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、安倍元首相らが進める憲法第九条などの改憲発議に反対すること。  
 二、憲法をいかし、平和・人権・民主主義、生活の向上が実現する社会にすること。

第四一号 令和三年十二月七日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 大阪府松原市 岸野まさお 外六  
 百十九名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第四二号 令和三年十二月七日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 大阪府茨木市 堀田章子 外六百  
 十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第四三号 令和三年十二月七日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 大阪府茨木市 石西友也 外六百  
 十九名

紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第四四号 令和三年十二月七日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 大阪市 足立武尊 外六百十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第四五号 令和三年十二月七日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 大阪府茨木市 大谷康三 外六百  
 十九名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第四六号 令和三年十二月七日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 大阪市 木村輝夫 外六百十九名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第四七号 令和三年十二月七日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 兵庫県西宮市 高松幹生 外六百  
 十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第四八号 令和三年十二月七日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 大阪市 椎葉司 外六百十九名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第四九号 令和三年十二月七日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 大阪市 植田登美子 外六百十九  
 名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第五〇号 令和三年十二月七日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 大阪市 上村信一 外六百十九名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第五一号 令和三年十二月七日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 大阪市 山本美代子 外六百十九  
 名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第五二号 令和三年十二月七日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 大阪府松原市 榊井宣子 外六百  
 十九名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

十二月十六日日本審査会に左の案件が付託された。

一、改憲発議に反対することに関する請願(第  
 二一七号)

第二一七号 令和三年十二月十三日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 埼玉県草加市 小沢登志江 外九  
 名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。